

理事の職務権限に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、理事の職務権限について必要な事項を定める。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及び本会が定める規範・規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して本会の事業目的の遂行に努めなければならない。

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本会の業務執行の決定に参画しなければならない。

(理事の報告義務)

第4条 理事は、本会に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(会長)

第5条 会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長に就任する。
- (3) 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(副会長)

第6条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として会長を補佐し、会長とともに本会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 会長に事故があるとき又は欠けたときは、代表理事たる副会長は、会長の業務の執行に係る職務を代行する。
- (3) 専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、専務理事の事務を取り扱う。

(専務理事)

第7条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- (2) 会長・副会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長・副会長の業務

の執行に係る職務を代行する。ただし、代表理事たる会長及び副会長の代表権に係る職務権限を除く。

(業務執行理事)

第8条 業務執行理事は、理事会及び幹部会において意見を述べるとともに、業務執行理事としてその職務を遂行しなければならない。

2 ブロック理事に事故のあるとき又は欠けたときは、ブロック理事の事務を取り扱う。

(理事の職務執行報告)

第9条 代表理事のほか、専務理事及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(代行順序の決定)

第10条 職務の代行における順序については、理事改選時の理事会において決定する。

(その他)

第11条 この規程に定めがない事項については、関係法令によるものとする。

2 この規程は、必要と認めたときに理事会の決議によって改正することができる。

(附則) この規程は、平成25年4月1日から施行する。

平成27年6月25日一部改定